

## 第29回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和4年10月26日(水) 午前11時05分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3号 特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定について

日程第 7 報告第 1号 第4回農政小委員会の報告について

日程第 8 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

### 4 出席委員

#### 農業委員

1 番委員 駿河 信一  
2 番委員 太田 豊  
3 番委員 新田 義修  
4 番委員 佐藤 恵一郎  
5 番委員 武田 美紀  
6 番委員 高橋 敏彦  
7 番委員 吉清水 秀明  
8 番委員 大森 泰英  
9 番委員 齊藤 新一

#### 推進委員

佐藤 桂  
桑原 和男

### 5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 事 鈴木 伸空

開会時刻 令和4年10月26日(水) 午前11時05分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しております。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、2番太田豊委員と3番新田義修委員を指名します。  
書記には、事務局の細川主任主査と鈴木主事を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第29回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和4年9月27日から令和4年10月26日までの分となります。議案書2ページをご覧ください。

(第28回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告)

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
本案件の整理番号3番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号3番は7番吉清水委員が該当します。  
つきましては、最初に整理番号3番を審議し、次に整理番号1番及び2番を審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号3番を審議し、次に整理番号1番及び2番を審議することとします。

それでは、整理番号3番を審議します。議事参与の制限があります7番吉清水秀明委員の退席を求めます。

(7番吉清水秀明委員退席)

議長 事務局より説明させます。

鈴木主事 それでは私の方から議案第1号のうち整理番号3番について補足説明いたします。議案書は5ページと6ページ及び9ページをご覧ください。

議長 暫時休憩します。

(11時18分休憩)

(11時19分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
引き続き、事務局より説明させます。

鈴木主事 議案第1号のうち整理番号3番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告につきましては、第28回総会の議案第2号で報告済みですので省略します。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号整理番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号整理番号3番は原案のとおり決定いたしました。  
7番吉清水秀明委員の入場を許可します。

(7番吉清水秀明委員入場)

議長 7番吉清水委員にお伝えします。議案第1号整理番号3につきましては、挙手全員で決定しました。

議長 続きまして、議案第1号整理番号1番及び2番を審議します。  
事務局より説明させます。

鈴木主事 それでは引き続き私の方から議案第1号のうち整理番号1番及び2番について補足説明いたします。議案書は4ページと5ページ及び7ページと8ページをご覧ください。  
整理番号1番及び2番は、作業受託により耕作している農地をそれぞれ買い受ける、ないしは借り受ける案件となっております。  
なお、いずれも地域の推進委員により調整が図られた案件となっております。  
以上、議案第1号のうち整理番号1番及び2番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、太田豊農業委員、佐藤桂推進委員、桑原和男推進委員が行っております。  
本案件の現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第1号整理番号1番及び2番について、令和4年10月14日に太田豊農業委員と佐藤桂推進委員の3名で現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。  
整理番号1番及び2番の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。  
以上で議案第1号整理番号1番及び2番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号整理番号1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号整理番号1番及び2番については原案のとおり決

定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は11ページ及び12ページをご覧ください。  
整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなっているから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。  
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。  
整理番号1番の申請地の位置は、鶉飼小学校より北東へ約240メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み農地、西側及び南側は農地、北側は宅地になっており、現地は北側に隣接する住宅の庭、厩舎及び農作業小屋の一部となっていたほか、中央付近には水路敷が横断していました。  
以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。  
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定についてを議題とします。  
なお、説明員として農林課、海老澤総括主査、長澤主査が入室します。

(農林課説明員入場)

議長 暫時休憩します。

( 1 1 時 2 9 分休憩)

( 1 1 時 3 8 分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により議事参与の制限があります。整理番号 1 番は 4 番佐藤委員が該当し、整理番号 2 番は 6 番高橋委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号 1 番を審議し、次に整理番号 2 番を審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号 1 番を審議し、次に整理番号 2 番を審議することとします。

また、整理番号 1 番につきましては、現地調査報告のため出席しております佐藤桂推進委員も関係する案件ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の議事参与の制限には該当しませんので、退席の必要はありません。

佐藤推進委員 審議しやすいように退席を希望いたします。

議長 本人からの申し出がありましたので、佐藤推進委員の退席を許可します。

(佐藤桂推進委員退席)

議長 それでは、整理番号 1 番を審議します。議事参与の制限があります 4 番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

( 4 番佐藤恵一郎委員退席)

議長 事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第 3 号、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定についてを補足説明いたします。

始めに整理番号 1 番の説明となります。議案書は 1 4 ページをご覧ください。

まず、市町村が特定農用地利用規程の認定するにあたりましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条を準用するとした同規則第 2 4 条の規定に基づき、当該市町村の長は農業委員会等の意見を聞かなければならないこととされております。この規定に基づき整理番号 1 番では、大沢地区特定農用地利用規程の認定にあたりまして、市長から

の求めに応じ当農業委員会としての意見を決定いただく内容となっております。

実施地区の状況等詳細につきましては、この後、農林課担当者による説明がなされます。

以上で議案第3号整理番号1番の補足説明を終わります。

議長 続きまして農林課より説明願います。

長澤主査 それでは私の方から議案第3号、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定についてご説明いたします。

最初に整理番号1番をご説明いたします。

(議案書朗読説明)

以上で議案第3号整理番号1番の説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

高橋農業委員 高橋です。今回の特定農用地利用規程の認定に関わることですけれども、経緯のところ、集落等の地縁的なまとまりのある農用地の所有者・利用者の3分の2以上が構成員である団体で、団体で定める特定農用地利用規程に基づき、という文言がありますが、今回議案に出された段階で3分の2以上が構成員となっている団体であることが確定して提出されているのかどうか、確認をお願いします。

海老澤総括主査 只今のご質問にお答えいたします。こちらは、制度上3分の2以上が構成員である団体となっているところでありまして、滝沢市の基盤法の運用といたしまして、こちらは滝沢市の基本構想で地域内の8割の面積を集積した場合には、それをもってこちらの要件を満たしたとすることによって読み替えて運用しているところでございます。ただ、現在のところそれぞれの団体において集積の勧誘については、まだ今現在声掛けを続けていただいているような状況もございます。ですので、引き続きこちらにつきましては、本年度の事業の目標となる契約が終わるまでには8割を達成したうえで事業を進めるということで動いているところでございます。以上です。

議長 よろしいですか。

高橋農業委員 今のご説明で大体質問の内容は分かったのですが、そうすると仮の状態では、その事業はどうなるのでしょうか。

海老澤総括主査 8割を達成するというところで全てのこちらの事業の関係性が構築されているというところという事情がございますので、こちらにつきましては、まずは8割のご理解をいただくというところで、まずは達成

させるということを目指して進めるということになりますが、万が一こちらの部分の8割が満たされないということになった場合につきましては、制度の要件が満たされないということになりますので、こちらについては全体の事業としてもう一度見直しを掛けていく必要が出てくることは避けられないかとは思っております。只現在、市としては8割を達成するために、お声掛けにつきましては団体さんと一緒に協力して進めていきたいと考えておりますので、まずは達成することを目標として進んでまいりたいと考えております。

議長 よろしいですか。  
そのほかに質疑はございますか。

新田農業委員 今回の8割という目標なのですけれども、農地中間管理機構の関係でも自分は関わっているのですが、8割と取って達成目標を高くしなくても、実際に実行できるということを優先した方が上手くいくと思うのですけれども、取って3分の2ではなくて8割に設定しないといけない理由が何かあるのでしょうか。

海老澤総括主査 取って8割、面積の方での8割というふうに設定した背景なのですけれども、制度上は地権者の3分の2、地権者、耕作者の3分の2というふうに要件となっております。ただ、滝沢市は出作、入作が激しくて、そして農地の所有者につきましても、大分複数の方が細かい面積で持っているところがございます。例えば6畝をお持ちだとかそういったところで、そういった方々を含めて3分の2ということで制度を進めますと、面積の8割よりも余計に達成させることが非常に困難であろうということで、地域の要件に見合った進め方をしようということで、基本構想で別に定める考え方として、滝沢市としては面積の8割というところで目標を設定したところになっております。そちらの方が人数で3分の2を達成するよりも、目標としては現実的で、全体としても、事業としても、また進め方としても妥当だろうというところで動いておったところです。

議長 よろしいですか。  
そのほかに質疑はございますか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号整理番号1番、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定について、原案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。  
よって議案第3号整理番号1番は、原案のとおり決定いたしました。  
4番佐藤農業委員、佐藤推進委員の入場を許可します。

(4番佐藤恵一郎委員、佐藤桂推進委員入場)

議長 暫時休憩します。

(11時49分休憩)

(11時52分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
4番佐藤農業委員、佐藤推進委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号整理番号2番を審議します。議事参与の制限があります6番高橋敏彦委員の退席を求めます。

(6番高橋敏彦委員退席)

議長 事務局より説明させます。

細川主任主査 引き続き、議案第3号、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定についてを補足説明いたします。

次に整理番号2番の説明となります。議案書は同じく14ページをご覧ください。

整理番号2番では、下鶯飼地区特定農用地利用規程の認定にあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条を準用するとした同規則第24条の規定に基づき、市長からの求めに応じ当農業委員会としての意見を決定いただく内容となっております。

実施地区の状況等詳細につきましては、この後、農林課担当者による説明がなされます。

以上で議案第3号整理番号2番の補足説明を終わります。

議長 続きまして農林課より説明願います。

長澤主査 それでは私の方から議案第3号、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定について、整理番号2番をご説明いたします。

(議案書朗読説明)

以上で議案第3号整理番号2番について説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号整理番号2番、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決

定について、原案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって議案第3号整理番号2番は、原案のとおり決定いたしました。  
6番高橋敏彦委員の入場を許可します。

(6番高橋敏彦委員入場)

議長 6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 ここで農林課説明員は退室します。

(農林課説明員退室)

議長 日程第7、報告第1号、第4回農政小委員会の報告について、農政小委員会吉清水委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長 農政小委員会委員長の吉清水です。それでは私の方から、第4回農政小委員会の顛末についてご報告します。議案書は16ページをご覧ください。

第4回農政小委員会は、9月26日に農政小委員会委員8名により、令和5年度滝沢市農業施策に対する要望書について協議を行いました。

協議の結果、前回と同様に、まずは全ての農業委員及び推進委員から要望内容の提案を募り、それを基に農政小委員会で検討を重ねたうえで要望書を取りまとめ、総会に提案することを決定しました。また、市長への提出時期については、来月13日に市長選挙が予定されていることから、次の市長任期の開始後となる来月25日の第30回総会の終了後に実施する方向で調整を図ることとしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第8、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書18ページのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもって、第29回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年10月26日(水) 午前11時58分

議 長

---

会議録署名人 2番委員

---

会議録署名人 3番委員

---

これは原本である。

令和4年10月26日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一